

# 当局が施行する給水装置工事の設計業務及び工事施工に関する 事務処理要領

(制定 平成 31 年 3 月 27 日課長決)  
(最近改正 令和 4 年 3 月 30 日)

## 1 目的

この要領は、「当局が施行する給水装置工事施行要綱（平成 31 年 3 月 27 日部長決）」の施行にあたり、工事の設計業務及び工事施工に関する事務処理等の必要な事項について定める。

## 2 方法

当局が施行する給水装置工事（以下、「給水装置工事」という）の設計業務及び工事施工の方法は、原則として施工内容により決定するものとし、別図一 1 及び 2 のとおりとする。

## 3 事務の内容

給水装置工事の施工については別図一 1 及び 2 によるが、事務の内容については別図一 3、4 及び 5 のフロー図のとおりとする。また、詳細は下記に示す。

### 3-1 給水装置工事の申込

#### （1）指定給水装置工事事業者（以下、「指定工事店」という）を代理人とする申込の給水装置工事

東部水道センター（給水装置工事グループ）は、指定工事店（工事申込者の代理人）より局が施行する給水装置工事の申込を受けた場合、工事申込通知書（様式一 1）を作成し、給水課および水道センター（維持管理グループ）へ送付する（水道センターは写し）。また、施工内容について、給水課および水道センターへ引継ぎを行う。

#### （2）当該財産を所管する課等（以下、「当局関係課」という）申込の給水装置工事

指定工事店を代理人としない給水装置工事を申込む場合において、当局関係課は給水装置工事申込に関して東部水道センター（給水装置工事グループ）へ協議を行い、給水装置工事申込書ほか工事申込書類一式を作成し、東部水道センター（給水装置工事グループ）へ送付する。また、予算振替の措置等については給水課へ協議する。

東部水道センター（給水装置工事グループ）は、局が施行する給水装置工事の申込を受け、工事申込通知書（様式一 1）を作成し、給水課および水道センター（維持管理グループ）へ送付する（水道センターは写し）。

### 3-2 給水装置工事の設計

#### （1）給水課による給水装置工事設計業務（直営設計）

給水課は、施工内容の確認を行うとともに、必要に応じて現地調査及び必要な各種調査を実施し、施工内容の確定を行う。確定した施工内容に基づき、給水装置工事施工指示図を作成し、必要な工種・材料・数量等を算出する。

#### （2）給水装置整備工事等設計業務委託による給水装置工事設計業務（委託設計）

給水課は、施工内容の確認を行うとともに、必要に応じて現地調査及び必要な各種調査を実施し、施工内容の確定を行う。確定した施工内容に基づき、給水装置工事設計指示書（様式一 2）を作成し、給水装置整備工事等設計業務委託受注者へ交付する。

#### （3）新規（単独）発注による給水装置工事設計業務（委託設計）

給水課は、施工内容の確認を行うとともに、必要に応じて現地調査及び必

要な各種調査を実施し、施工内容の確定を行う。確定した施工内容に基づき、給水装置工事設計に必要な工種・数量を算出し、「給水装置工事設計業務委託」の設計・積算及び発注業務を行う。また、「給水装置工事設計業務委託」の履行業務は給水課が行う。

(4) その他（共通事項）

- ・市道部分での占用（掘削）延長が 20m以上の工事については、原則として大阪市道路工事埋設協議会における幹事会発表を行い、調整を受ける。また、調整を受ける場合には、設計業務委託受注者に対して、調整月及び調整図面の納品期限を指示し、期限までに完成した調整図面を提出させ調整を行う。なお、調整は給水課が行う。

3-3 給水装置工事の工事費概算額の算出

(1) 指定工事店申込の給水装置工事

給水課は、別表-1「給水装置工事費用内訳書」により各項目に要する費用を算出し、工事費概算額を決定する。各項目の内容及び算出方法については別表-2に示す。

給水課は、作成した別表-1「給水装置工事費用内訳書」を東部水道センター（給水装置工事グループ）へ送付する。

東部水道センター（給水装置工事グループ）は、別表-1「給水装置工事費用内訳書」に基づき、工事費概算額の納入通知書を作成し、指定工事店あるいは給水装置工事申込者へ送付する。

工事費概算額の入金が確認された時点において、東部水道センター（給水装置工事グループ）は施工指示依頼書（様式-3-①）を作成し、水道センター（維持管理グループ）および給水課へ送付する（給水課は写し）。

給水課は、施工指示依頼を受けたのちに給水装置工事の発注手続きを開始し、請負工事発注予定の公表手続きを行う。

水道センター（維持管理グループ）は、給水装置改良工事受注者に対して、給水装置工事施工指示を行う。

(2) 当局関係課申込の給水装置工事

給水課は、別表-1「給水装置工事費用内訳書」により各項目に要する費用を算出し、工事費概算額を決定する。各項目の内容及び算出方法については別表-2に示す。

給水課は、作成した別表-1「給水装置工事費用内訳書」を当局関係課へ送付する。

当局関係課は、別表-1「給水装置工事費用内訳書」により予算振替予定期額を確認し、給水課へ確認済みの連絡を行う。

連絡を受けたのちに給水課は、施工指示依頼書（様式-3-②）を作成し、水道センター（維持管理グループ）へ送付する。

3-4 給水装置工事の工事施工

3-4-1 給水装置改良工事受注者による給水装置工事の施工

(1) 給水装置工事の施工指示依頼及び引継ぎ

東部水道センター（給水装置工事グループ）は、水道センター（維持管理グループ）に対して給水装置改良工事受注者での給水装置工事の施工指示を依頼し、同時に、工事申込者や道路管理者等との協議において決定した事項などについて引継ぎを行う。

(2) 給水装置工事の施工指示

水道センター（維持管理グループ）は、道路工事にかかる道路使用許可申請及び道路占用許可申請、そのほか必要な許可申請を行い、取得した許可書の写しを添えて、給水装置改良工事受注者に対して給水装置工事の施工指示書（様式-4）を交付する。また、給水装

置改良工事受注者に対し、指示書交付の当日又は翌日までに仮請書（様式－5）を提出させる。

(3) 請負工事の工事完成・精算

水道センター（維持管理グループ）は、給水装置改良工事受注者より提出された「給水装置工事完了届（様式－6）」及び完成図書の確認を行う。

なお、工事完成検査は各旬の出来高をもって実施することとし、水道センター（維持管理グループ）は給水装置改良工事受注者より提出された「出来高集計表（様式－7）」を確認して、出来高集計表による請負工事完成検査を実施する。検査合格後、水道センターは、給水装置改良工事受注者に対し、請負工事完成図書類を提出させるとともに、請書を管財課へ、請求書を経理課へ提出することを指示する。

水道センター（維持管理グループ）は、給水課に対し、給水装置工事の完成を報告し、工事完成書類のうち、給水装置工事完了届（様式－6）と出来高集計表（様式－7）の写しを送付する。

3－4－2 給水装置工事受注者による給水装置工事の施工

(1) 給水装置工事の施工引継ぎ

給水課は、水道センター（維持管理グループ）に対して給水装置工事の請負工事設計書を送付し、工事申込者や道路管理者等との協議において決定した事項などについて引継ぎを行う。

(2) 給水装置工事の施工指示

水道センター（維持管理グループ）は、道路工事にかかる道路使用許可申請及び道路占用許可申請、そのほかに必要な許可申請を行い、取得した許可書の写しを添えて、給水装置工事受注者に対して給水装置工事の施工を指示する。

(3) 請負工事の工事完成・精算

水道センター（維持管理グループ）は、給水装置工事受注者より提出された、給水装置工事完成図及び数量報告書の確認を行い、給水課へそれらの写しを送付する。

給水課は、給水装置工事完成図及び数量報告書に基づき、請負工事変更設計書の作成を行う。請負工事変更契約後、給水課は請負工事変更設計書を水道センター（維持管理グループ）へ送付する。

水道センター（維持管理グループ）は、給水装置工事受注者に対し、請負工事完成図書類を提出させ、請負工事完成検査を実施する。検査合格後、請負工事費の支払い手続きを行い、請負工事の精算を行う。

3－5 給水装置工事竣工図面の整理及び保管

水道センター（維持管理グループ）は、給水装置工事完成図の写しを図面入力業務委託受注者へ送付し、ファイリング処理確認後は保存年限に応じた保管を行う。

3－6 給水装置工事の工事費精算額の算出

(1) 指定工事店申込の給水装置工事

給水課は、別表－1「給水装置工事費用内訳書」により各項目に要した費用を算出し、工事費精算額を決定する。各項目の内容及び算出方法については別表－3に示す。

給水課は、作成した別表－1「給水装置工事費用内訳書」を東部水道センター（給水装置工事グループ）へ送付する。

東部水道センター（給水装置工事グループ）は、算出した工事費精算額

と工事費概算額との差額について、追徴若しくは還付を行う。追徴金がある場合は納入通知書を、還付金がある場合は振込依頼書（様式）を別表一「給水装置工事費用内訳書」と共に指定工事店あるいは給水装置工事申込者へ送付し、給水装置工事の工事費精算手続きを行う。また、差額が発生しない場合においては、別表一「給水装置工事費用内訳書」のみを指定工事店あるいは給水装置工事申込者へ送付する。

工事費精算手続きの完了をもって、給水装置工事の完成となる。

(2) 当局関係課申込の給水装置工事

給水課は、別表一「給水装置工事費用内訳書」により各項目に要した費用を算出し、工事費精算額を決定する。各項目の内容及び算出方法については別表一に示す。

給水課は、作成した別表一「給水装置工事費用内訳書」を当局関係課へ送付する。

当局関係課は、別表一「給水装置工事費用内訳書」により、予算振替額を確認し、給水課の指定する予算科目への振替手続きを行う

予算振替手続きの完了をもって、給水装置工事の完成となる。

附則

1 この規定は、平成31年4月1日から実施する。

2 この規定の施行に伴い「当局が施行する給水装置工事（道路部分）の事務処理について（平成18年7月7日課長決）」及び「配水管からの分岐口径が200mm以上の給水装置工事（道路部分）の事務処理について（平成21年3月13日課長決）」は廃止する。

附則

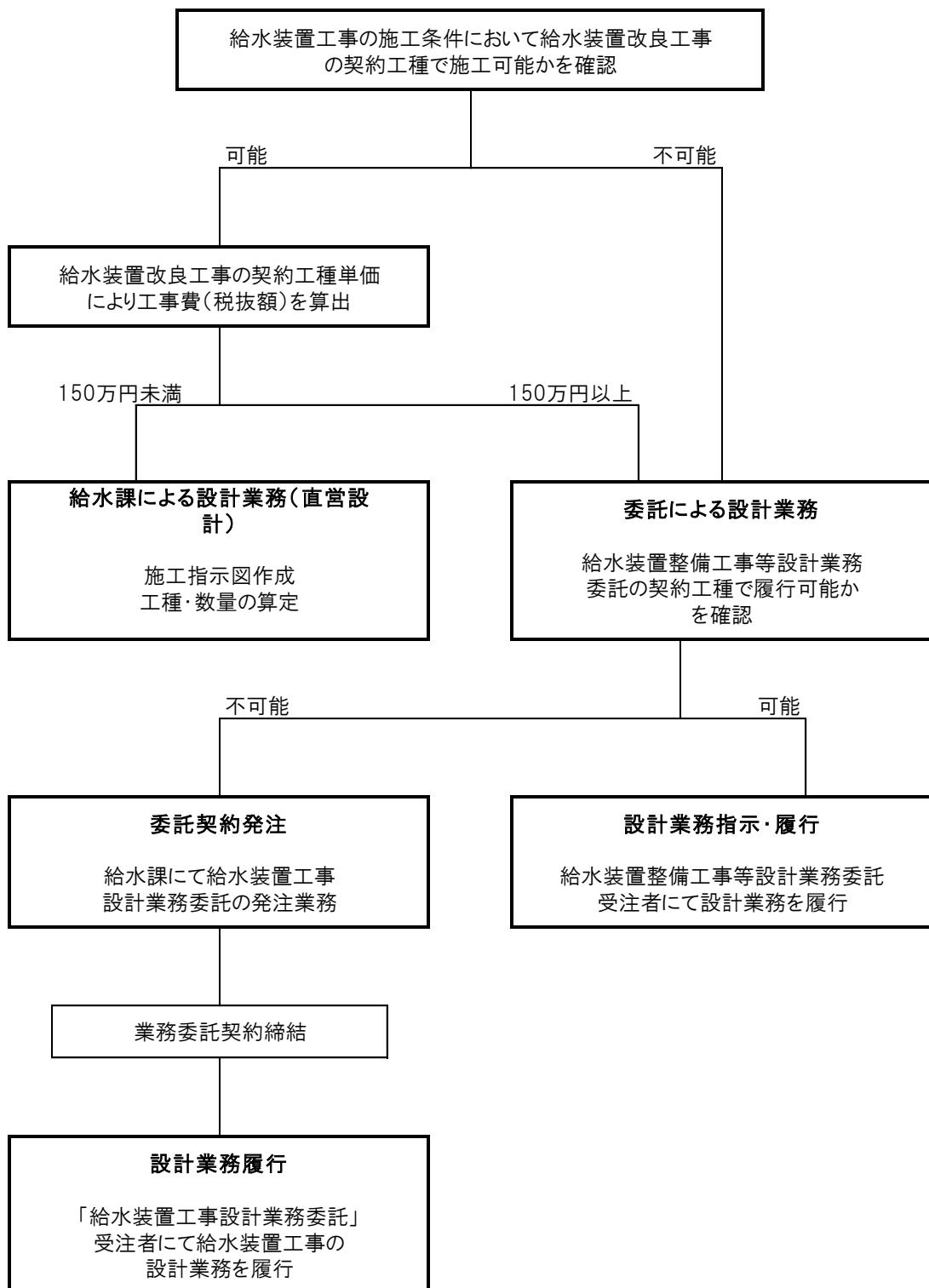
この改正規定は、令和元年6月5日から施行する。

附則

この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

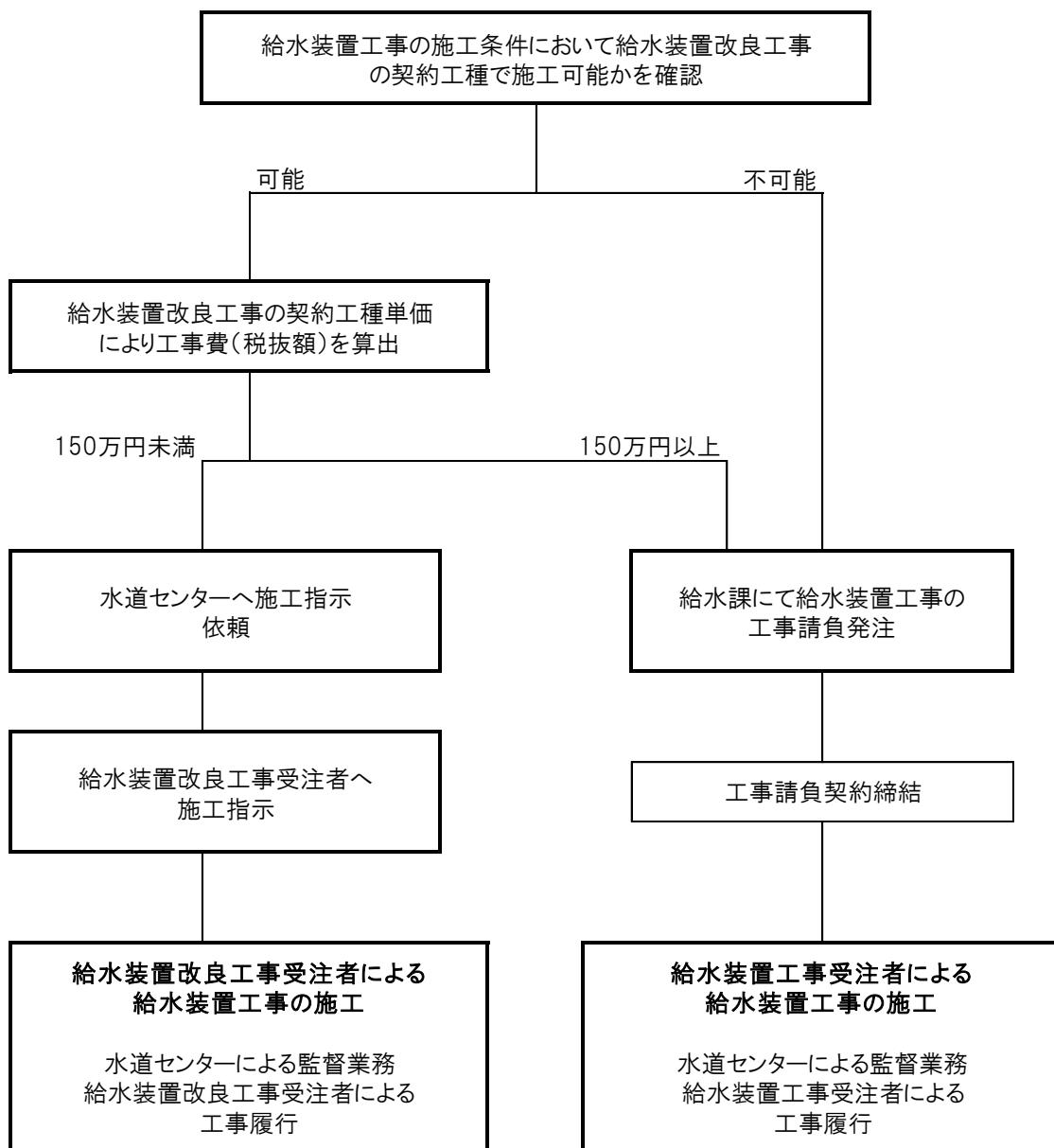
(別図-1)

○ 当局が施行する給水装置工事の設計業務履行方法の決定



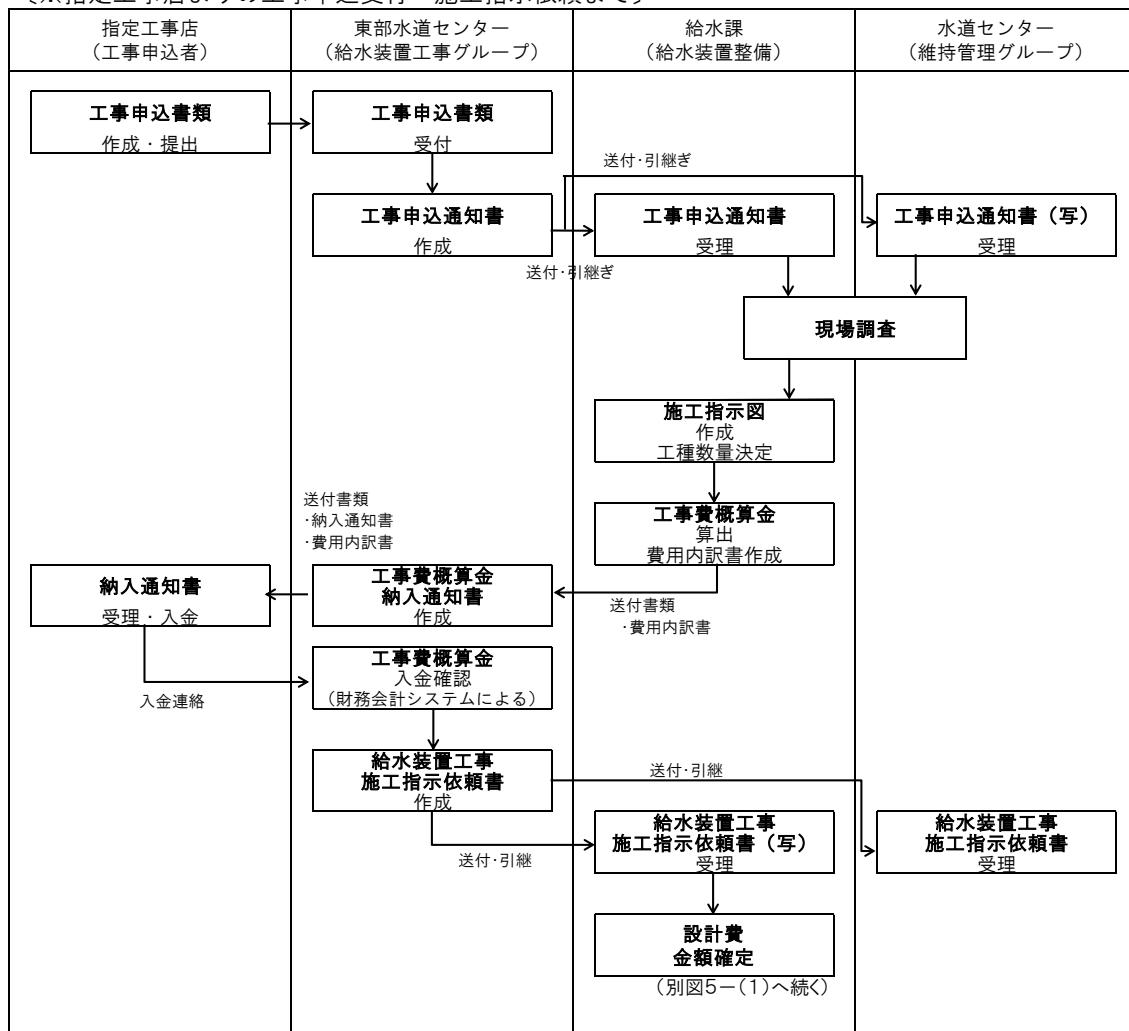
(別図－2)

○ 当局が施行する給水装置工事の工事施工方法の決定

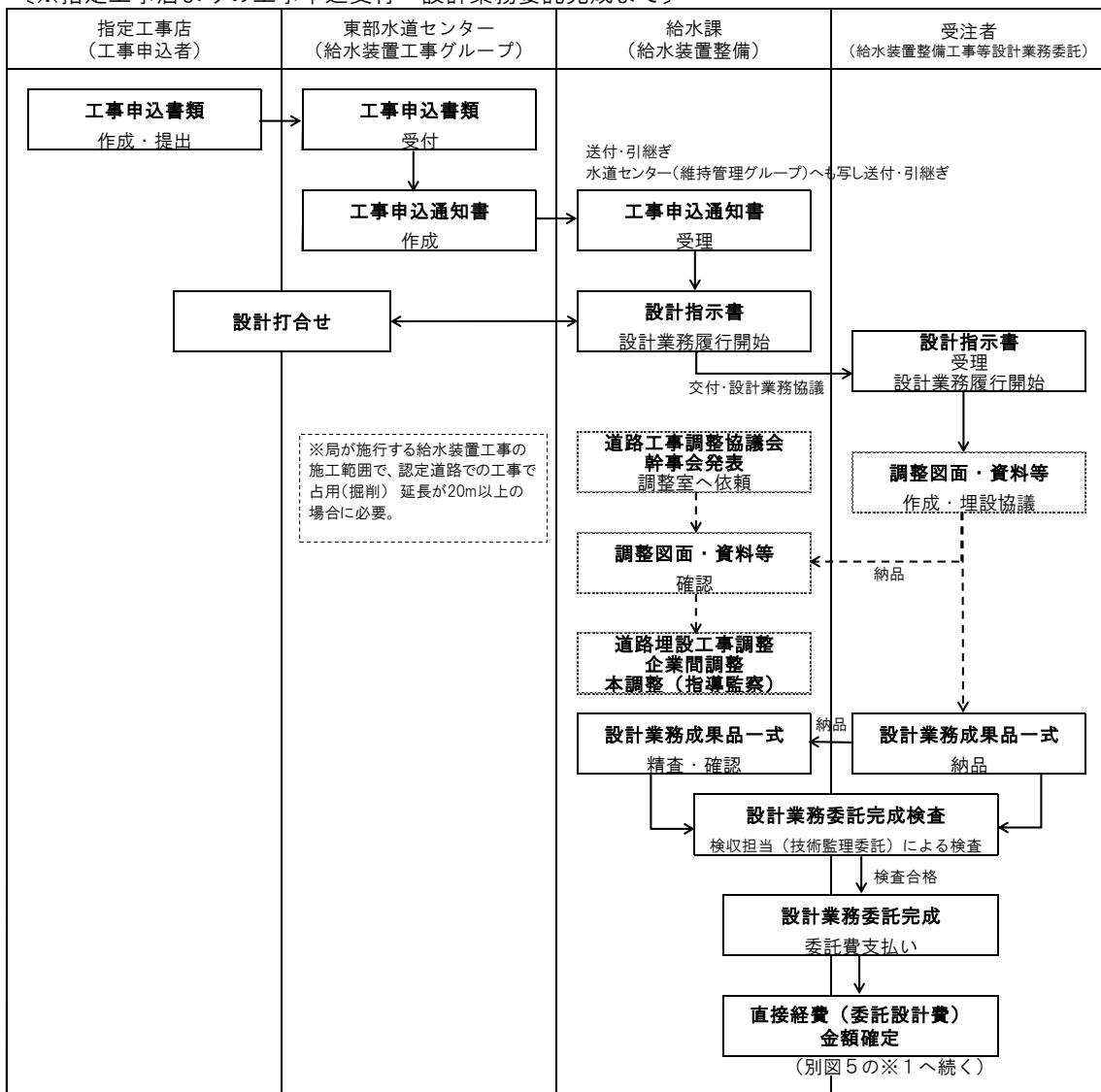


(別図-3)

(1) 水道センターによる設計業務（直営設計）を履行する場合  
〔※指定工事店よりの工事申込受付～施工指示依頼まで〕

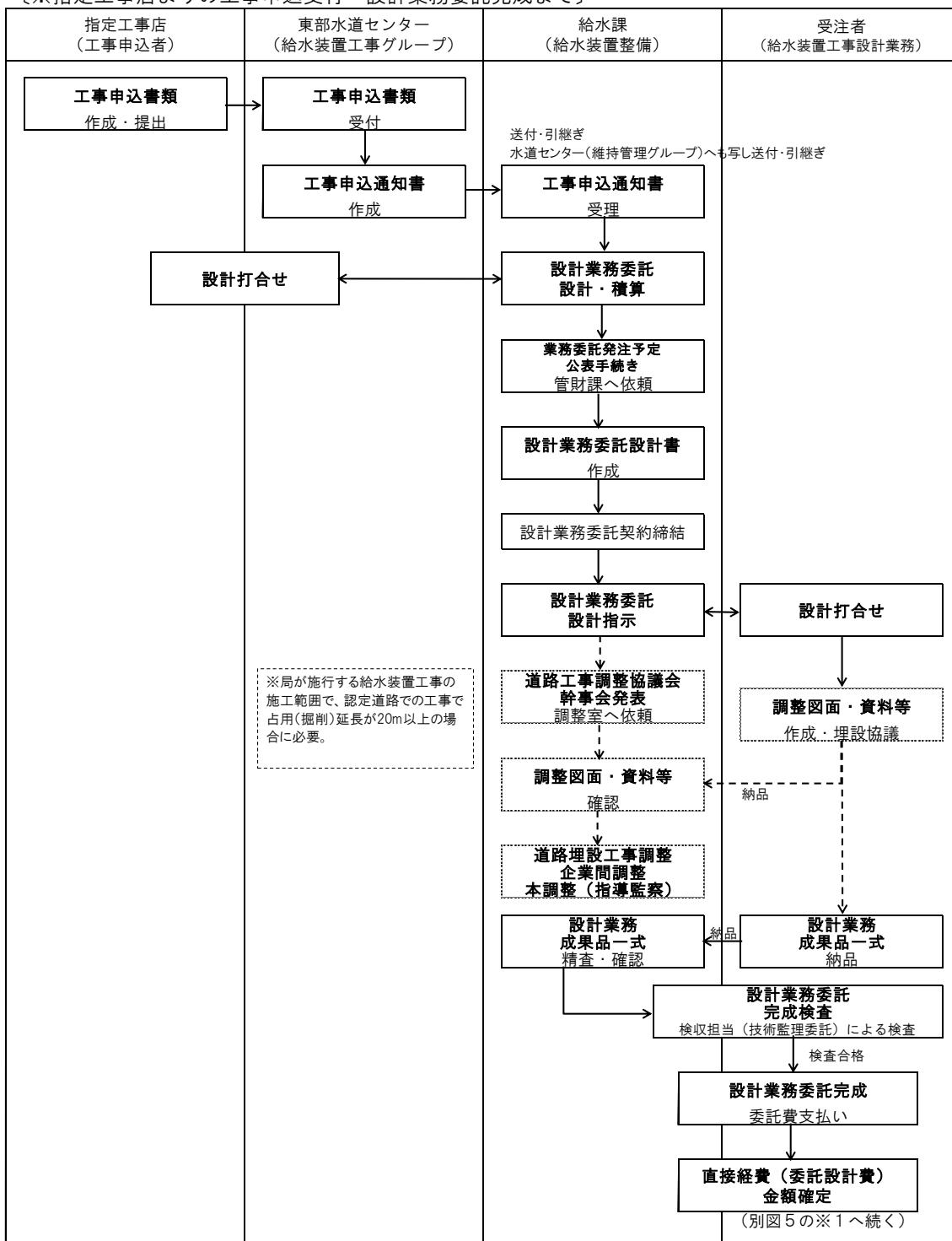


(2) 給水装置整備工事等設計業務委託受注者による設計業務を履行する場合（委託設計）  
〔※指定工事店よりの工事申込受付～設計業務委託完成まで〕



(3) 給水装置工事設計業務委託受注者により設計業務を履行する場合（委託設計）

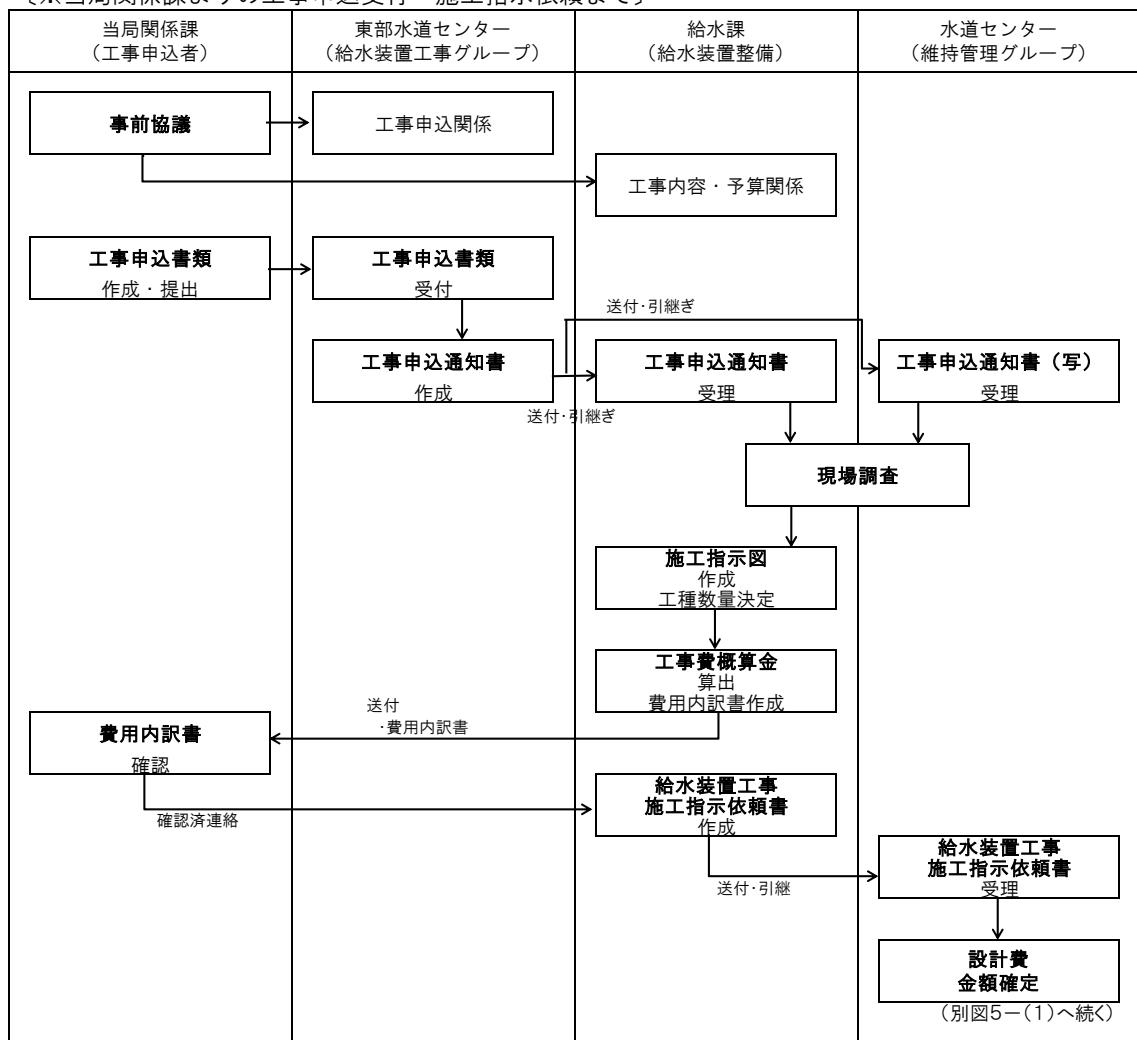
[※指定工事店よりの工事申込受付～設計業務委託完成まで]



(別図-4)

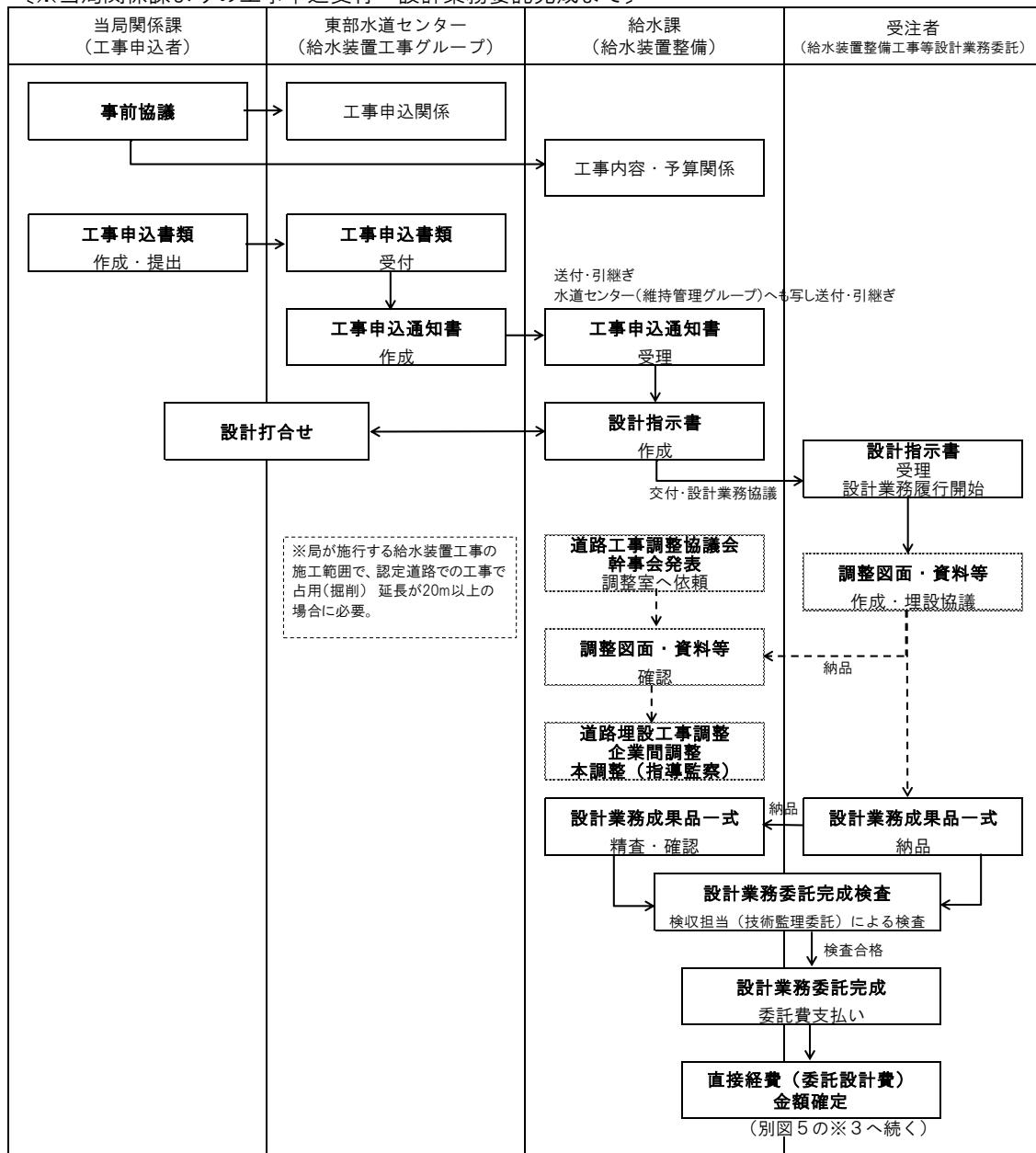
### (1) 水道センターによる設計業務（直営設計）を履行する場合

[※当局関係課よりの工事申込受付～施工指示依頼まで]



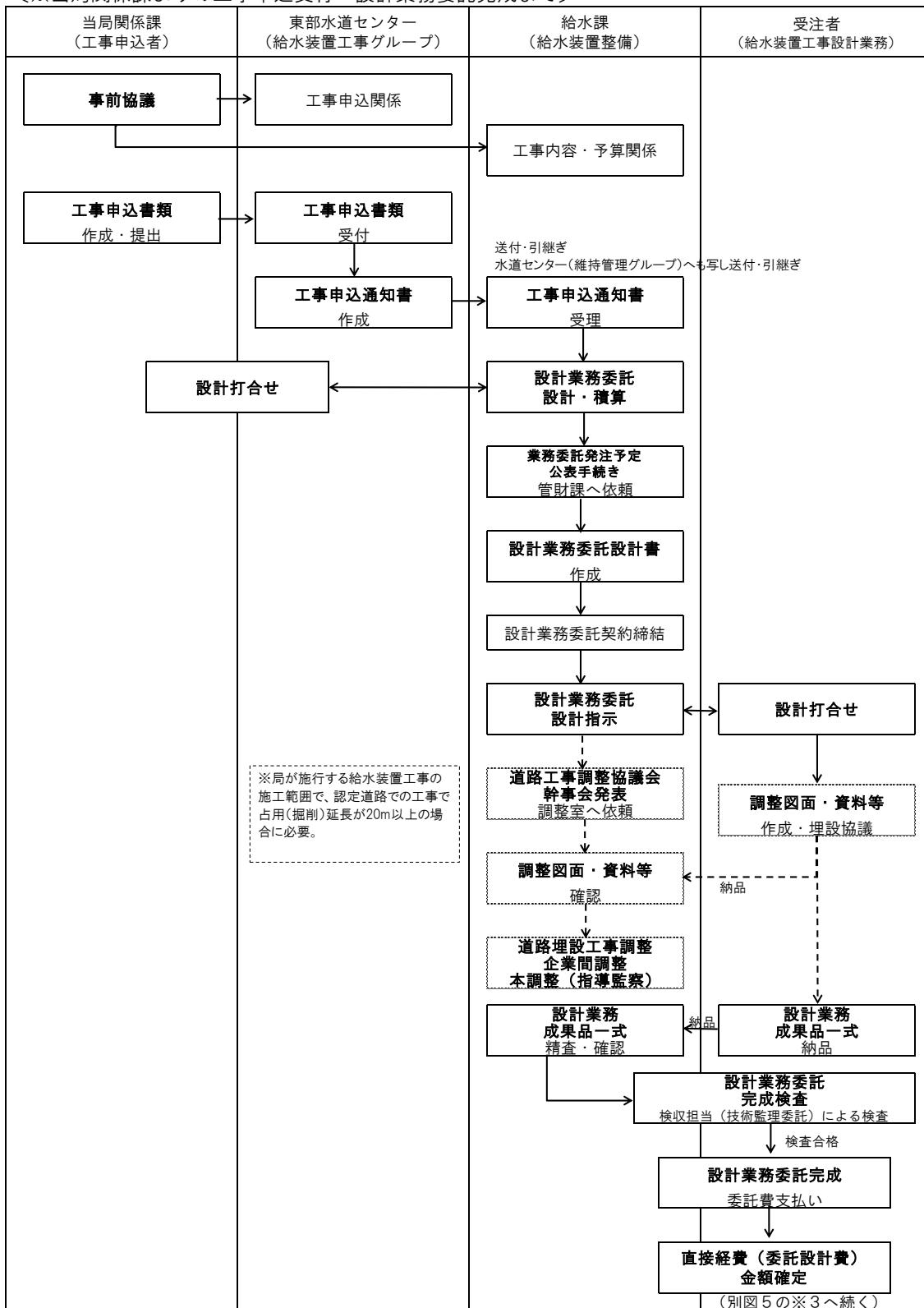
(2) 給水装置整備工事等設計業務委託受注者による設計業務を履行する場合（委託設計）

[※当局関係課よりの工事申込受付～設計業務委託完成まで]



(3) 給水装置工事設計業務委託受注者により設計業務を履行する場合（委託設計）

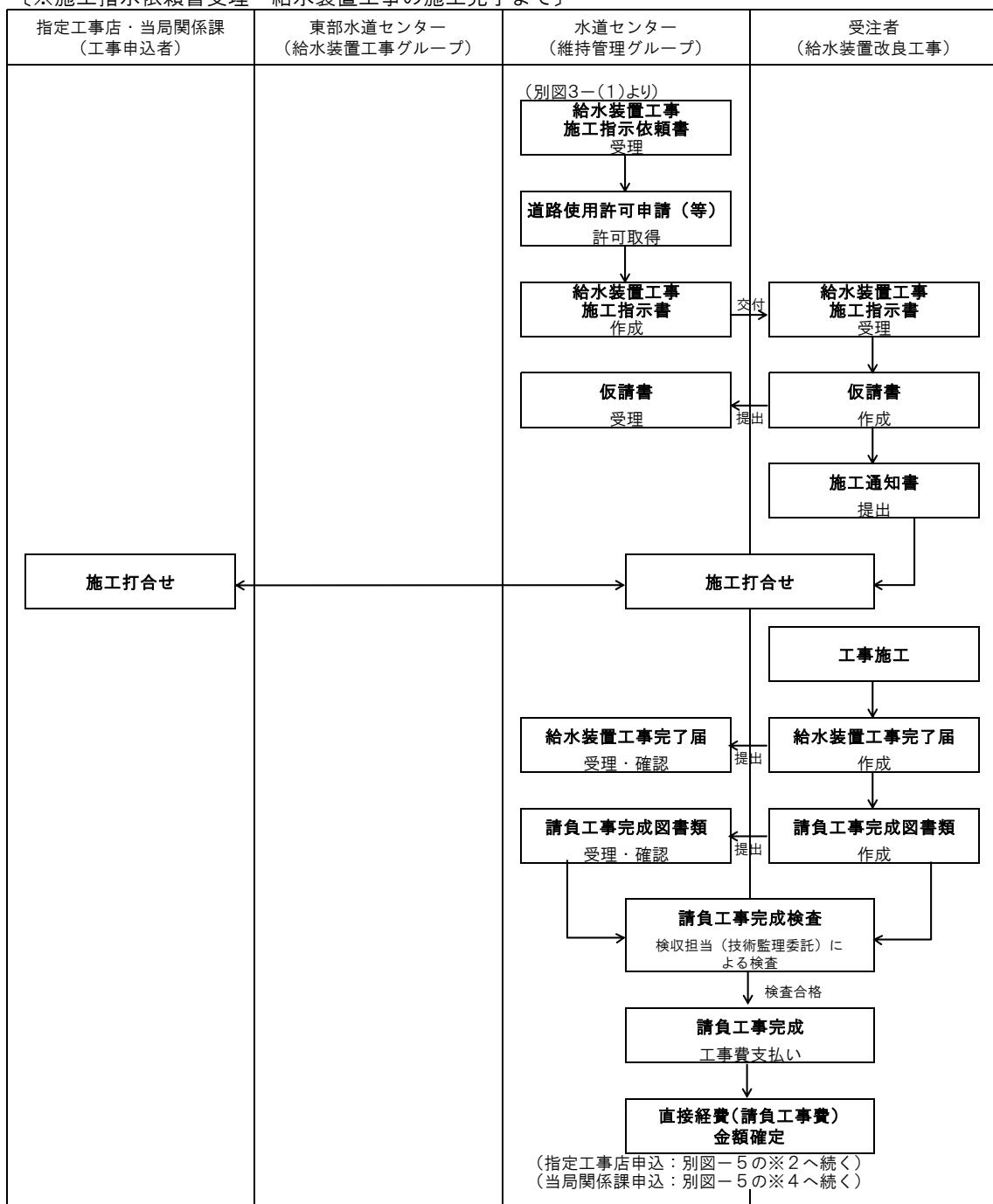
[※当局関係課よりの工事申込受付～設計業務委託完成まで]



(別図－5)

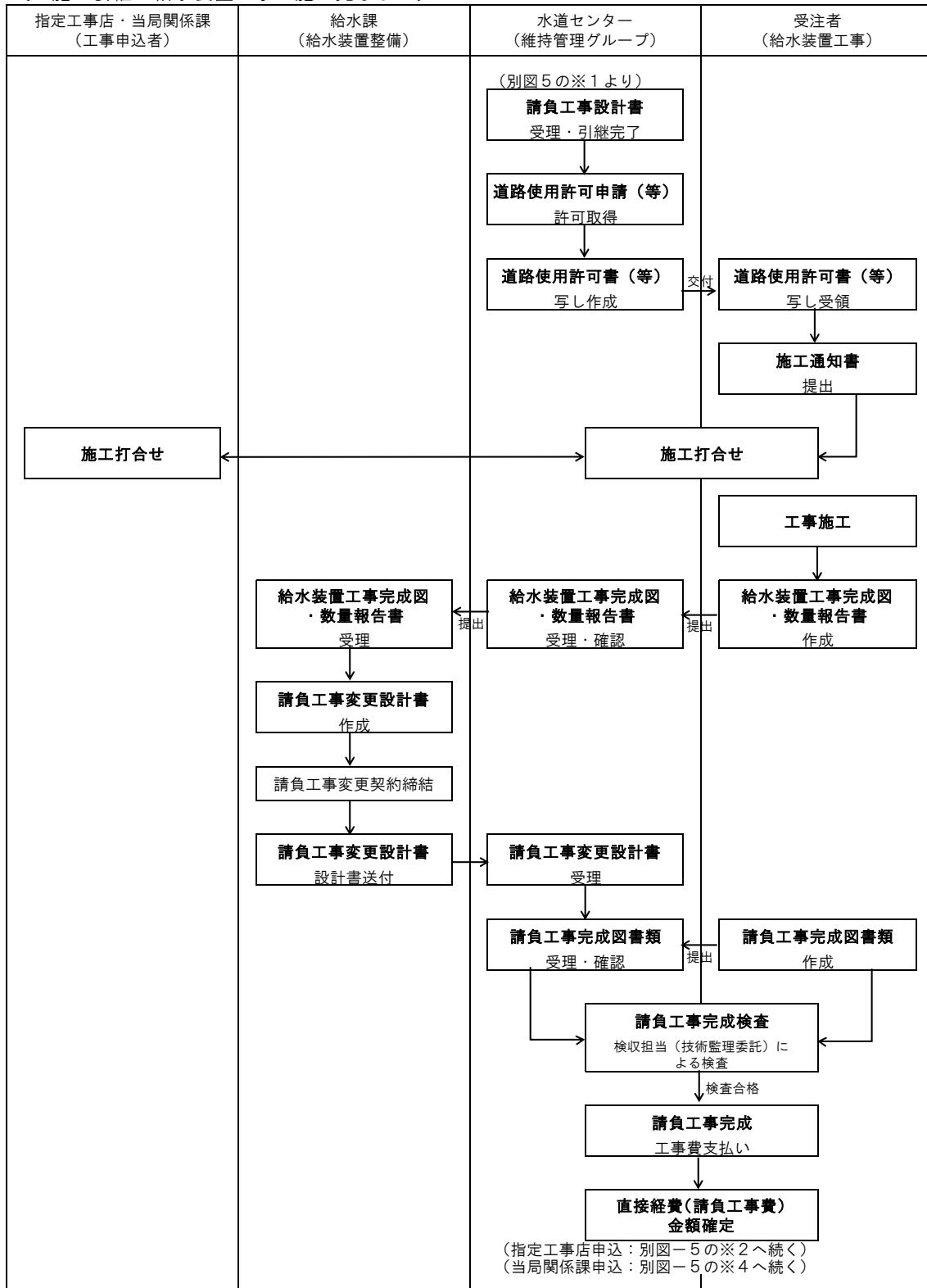
(1) 給水装置改良工事受注者により工事施工を履行する場合

〔※施工指示依頼書受理～給水装置工事の施工完了まで〕

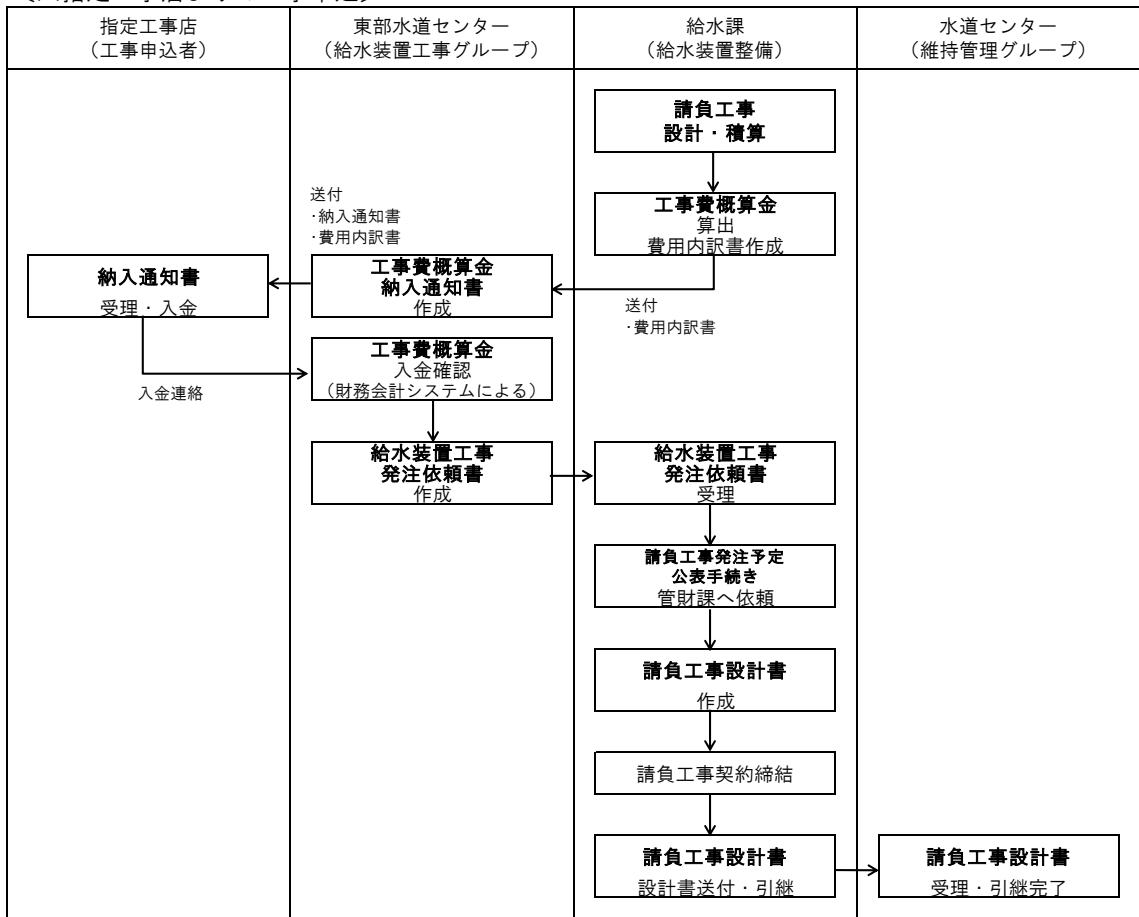


(2) 給水装置工事受注者により工事施工を履行する場合

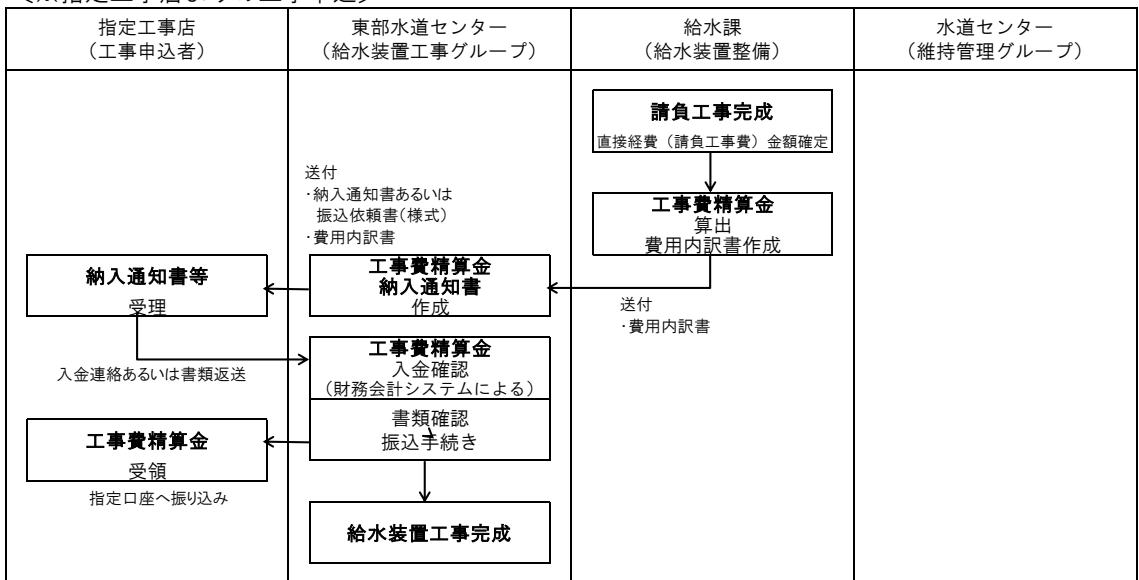
[※施工引継～給水装置工事の施工完了まで]



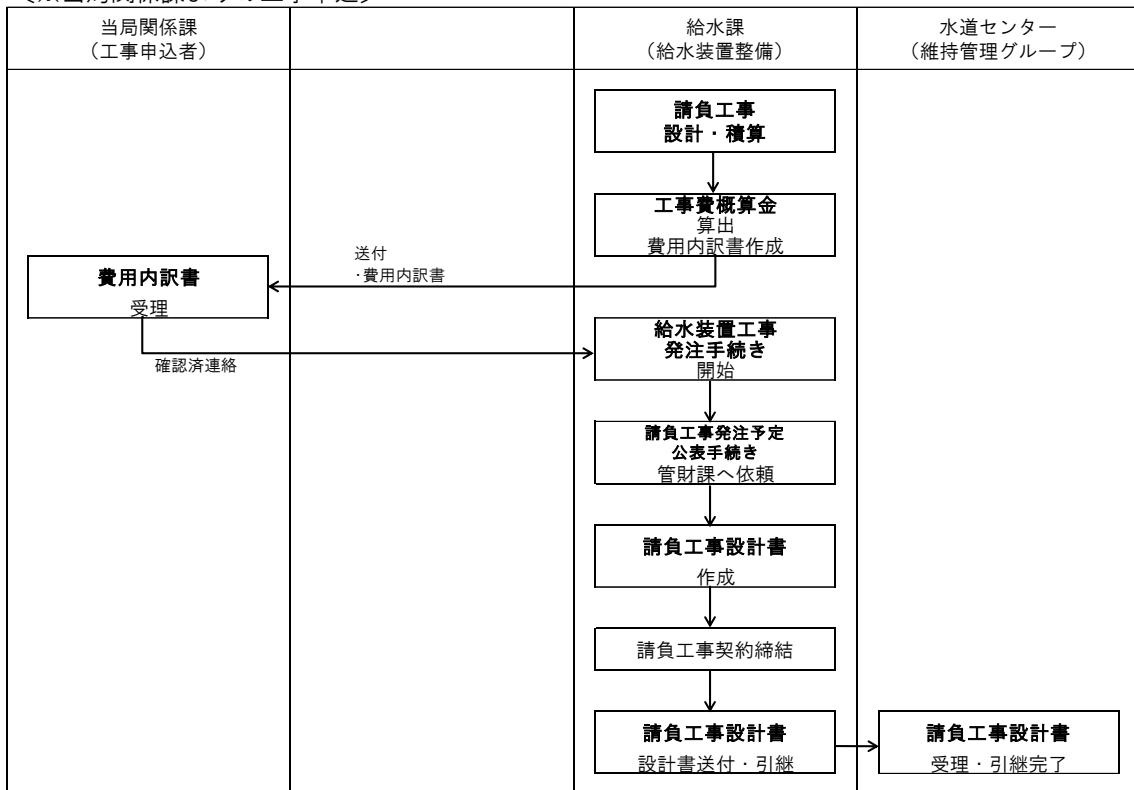
(※1) 工事費概算金算出～施工引継（別途発注による給水装置工事での工事施工を行う場合）  
〔※指定工事店よりの工事申込〕



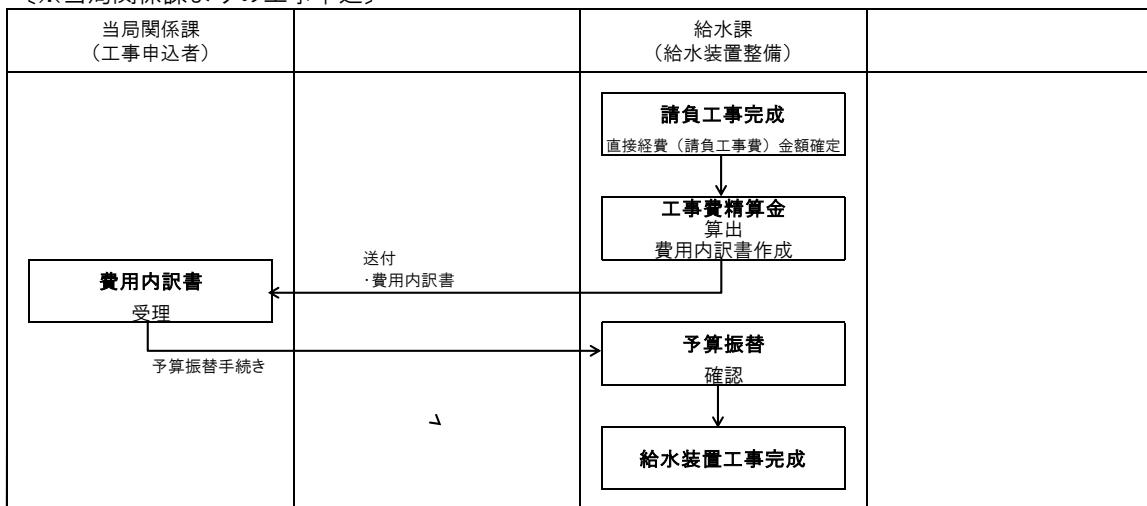
(※2) 工事施工（請負工事）完了～給水装置工事完成まで  
〔※指定工事店よりの工事申込〕



(※3) 工事費概算金算出～施工引継（別途発注による給水装置工事での工事施工を行う場合）  
〔※当局関係課よりの工事申込〕



(※4) 工事施工（請負工事）完了～給水装置工事完成まで  
〔※当局関係課よりの工事申込〕



# 給水装置工事 費用内訳書

工事名称:

工事費概算額			工事費精算額		
項目	金額(税抜)	備考	項目	金額(税抜)	備考
① 設計費			① 設計費		
② 直接経費(委託設計費)			② 直接経費(委託設計費)		
③ 直接経費(請負工事費)			③ 直接経費(請負工事費)		
④ 間接経費			④ 間接経費		
⑤ 断水費用			⑤ 断水費用		
⑥ 残土処分費用			⑥ 残土処分費用		
⑦ 事務検査費用			⑦ 事務検査費用		
小計(税抜)			小計(税抜)		
消費税等相当額			消費税等相当額		
合計(税込)			合計(税込)		

(工事費用の算出について)

給水装置工事に要する費用は、大阪市水道事業給水条例 第16条(工事費の算出方法)第1項第1号から第5号、同条第2項及び第3項の費用の合計額とする。

各号の算定方法は、大阪市水道事業給水条例施行規程(以下、「施行規程」)第20条(工事費の算出方法)第1項及び「給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法等に関する規定の細目(以下、「規定の細目」)による。

工事にかかる消費税等相当額の取扱いについては、給水装置関係規定集(以下、「関係規定集」)「給水装置工事又は修繕料に関する消費税等相当額について」に基づき、施行規程第20条の規程により算出した金額に消費税率及び地方消費税率を乗じて得た額を消費税等相当額として工事費に加算する。

(直営設計の場合における間接経費について)  
施行規程第20条(工事費の算出方法)第1項第6号に基づき、設計費に対して監督料(100分の3)、機料(100分の5)及び事務費(100分の12)を乗じて得た金額とする。  
【間接経費: 設計費の100分の20】

(給水装置工事の一部を請負又は委託に付した場合)

関係規定集「給水装置工事の一部を請負又は委託に付した場合における給水装置工事費の算出方法について」に基づき、次の費用を加算する。  
直接経費(委託設計費): 委託設計費に要した費用、直接経費(請負工事費): 請負工事に要した費用  
間接経費(請負又は委託に要した費用に相当する額): 【直接経費(委託設計費): 委託設計費及び請負工事費の合計額の10分の1】

(別表一)

(別表一2)

## ○給水装置工事費の内訳及び算出方法について【工事費概算額】

項目	内容	算出方法
① 設計費	給水課による給水装置工事の設計業務費用。	「給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法等に関する規定」の細目(別表)」(以下、「規定の細目(別表)」といふ)の別表第3「設計費」の労力算出歩数」及び別表第4「設計従事職員の賃金」により算出する。 ※設計業務完了時点の単価を適用する。
② 直接経費 (委託設計費)	給水装置整備工事等設計業務委託又は給水装置工事設計業務委託による給水装置工事の設計業務費用。	1.給水装置整備工事等設計業務委託にて設計業務を行う場合、当該業務における想定出来高数量により概算金額を算出する。 2.給水装置工事設計業務委託にて設計業務を行う場合、当該業務委託に要する概算費用とする。
③ 直接経費 (請負工事費)	給水装置工事の請負工事施工に必要な費用(概算額)。	1.給水装置改良工事受注者にて給水装置工事を行う場合、給水装置工事に必要な工種・材料の予定数量に給水装置改良工事契約単価を乗じて算出する。 2.給水装置工事受注者にて給水装置工事を行う場合、当該発注工事において想定される工種・数量による概算金額とする。
④ 間接経費	上記①～③に関する間接的な計上費用(予定額)。	算出方法は別に定める。 (参考) 1.設計費にかかる間接経費：設計費に100分の20を乗じて得た金額 2.直接経費(委託設計費・請負工事費)の10分の1に相当する金額。
⑤ 断水費用	給水装置工事で必要になる配水管断水作業に要する費用(洗浄排水費用、公共下水道使用料及び間接経費含む)。	「規定の細目(別表)」の別表第13「断水費等微収単価表」の(1)断水費等(上水)の該当する工種単価に予定断水延長及び断水回数を乗じて算出する。 断水延長の算出については、「規定の細目(別表)」の別表第13「断水費等微収単価表」に記載のとおりとする。 ※工事費概算額算定時点の単価を適用する。
⑥ 残土処分費	給水装置工事の施工に伴い発生する残土(建設発生土)の処分費用(港湾局へ支払う)。 指定地処分(夢洲基地)での処分を行う場合に算定する。	工務課長通知の建設発生土処分予定単価に当該工事の発生予定土量を乗じて算出する。 なお、自由地処分地の場合は、直接経費(請負工事費)に含まれるため、算定及び計上不要。 ※工事費概算額算定時点の当該年度予定単価を適用する。
⑦ 事務検査費	給水装置工事跡の舗装復旧工事の確認検査に際して発生する検査費用(建設局へ支払う)。 工事場所が大阪市建設局の管理する道路(認定道路)であった場合に算定する。	給水装置工事の舗装復旧予定面積に応じた事務検査費の金額とする。 金額は建設局の定める事務検査費を参照すること。
⑧ その他の費用	上記①～⑦の項目以外に必要になる費用。	—

(別表－3)

## ○給水装置工事費の内訳及び算出方法について【工事費精算額】

項目	内容	算出方法
① 設計費	給水課による給水装置工事の設計業務費用。 再設計が必要になった場合は、再設計分の設計費を加算する。	「給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法等に関する規定の細目(別表)」(以下、「規定の細目(別表)」という)の別表第3「設計費」の労力算出歩数及び別表第4「設計従事職員の賃金」により算出する。 ※設計業務完了時点の単価を適用する。再設計分は再設計の業務完了時点の単価を適用する。
② 直接経費 (委託設計費)	給水装置整備工事等設計業務委託又は給水装置工事設計業務委託による給水装置工事の設計業務費用。	1.給水装置整備工事等設計業務委託による給水装置工事設計を行った場合は、当該設計業務の完成出来高数量により完成出来高金額を算出する。 2.給水装置工事設計業務委託による給水装置工事設計を行った場合は、当該設計業務委託に要した費用とする。
③ 直接経費 (請負工事費)	給水装置工事の請負工事施工に必要な費用(最終確定額)。	1.給水装置改良工事受注者にて給水施設工事を行う場合は、給水装置工事に必要となった工種・材料の完成数量に給水装置改良工事契約単価を乗じて算出する。 2.給水装置工事受注者にて給水装置工事を行う場合は、当該発注工事の最終契約(変更)金額とする。
④ 間接経費	上記①～③に関する間接的な計上費用(最終確定額)。	算出方法は別に定める。 (参考) 1.設計費にかかる間接経費:設計費に100分の20を乗じて得た金額。 2.直接経費(委託設計費・請負工事費)の10分の1に相当する金額。
⑤ 断水費用	給水装置工事で必要になる配水管断水作業に要する費用(洗浄排水費用、公共下水道使用料及び間接経費含む)。	「規定の細目(別表)」の別表第13「断水費等微収単価表」の(1)断水費等(上水)の各工種単価に断水延長及び断水回数を乗じて算出する。 断水延長の算出については、「規定の細目(別表)」の別表第13「断水費等微収単価表」に記載のとおりとする。 また、断水年度が異なり、「規定の細目(別表)」の別表第13の改定後になった場合は、改定単価に置き換えて算出すること。 ※断水作業時点の単価を適用する。追加断水時は追加断水の作業時点の単価を適用する。
⑥ 残土処分費	給水装置工事の施工に伴い発生する残土(建設発生土)の処分費用(港湾局へ支払う)。 指定地処分(夢洲基地)での処分を行う場合に算定する。	工務課長通知の当該施工年度の建設発生土処分予定単価(確定単価)に実際の工事の発生土量を乗じて算出する。 また、処分年度が異なる場合は、処分した年度の予定単価(確定単価)に置き換えて算出すること。 なお、自由地処分地の場合は、直接経費(請負工事費)に含まれるため、算定及び計上不要。 ※残土搬入完了時点の当該年度予定単価あるいは確定単価を適用する。
⑦ 事務検査費	給水装置工事跡の舗装復旧工事の確認検査に際して発生する検査費用(建設局へ支払う)。 工事場所が大阪市建設局の管理する道路(認定道路)であった場合に算定する。	給水装置工事の舗装復旧予定面積に応じた事務検査費の金額とする。 金額は建設局の定める事務検査費を参照すること。
⑧ その他の費用	上記①～⑦の項目以外に必要になった費用。	—

(様式-1)


年 月 日

給水課長

( 部水道センター維持担当課長 )

東部水道センター所長

( 担当 : )

## 給水装置工事申込通知書

当局にて施行する給水装置工事の申込があつたため、下記のとおり通知する。

記

受付日	年 月 日
工事場所	区 〔位置図参照〕
工事申込者	氏名及び連絡先
	指定給水装置工事事業者
局が施行する工事の範囲	■ 工事の種類 (該当するものの番号を○で囲む) [工事内容は管理図及び工事図面を参照] 1 配水管切断を伴う給水装置工事 (分岐する配水管が敷設されている路線の道路部分のみ施工) 2 配水管からの分岐口径が200mm以上の給水装置工事 (分岐する配水管が敷設されている路線の道路部分のみ施工) 3 当局が所管する施設の新設、移設、撤去等に伴い、当局が申し込む給水装置工事
	■ 道路種別 (該当するものの番号を○で囲む) 1 認定道路(舗装種別: ) 2 未認定道路(私道) 3 行政財産(所管する部局名: ) 〔行政財産使用許可申請は給水装置工事グループにて取得し、施工担当課へ許可書の写しを提供する。〕
	■ その他
	添付書類
摘要	

※本通知書は決裁完了後、設計担当課(給水課)へ送付する。また、写し1部を施工担当課(水道センター(維持管理チーム))へ送付する。

東部

(様式-2)

決 裁					審 査
					文書主任

(指示番号) 給設 第 号  
年 月 日

様

大阪市水道局工務部給水課長  
(担当 : )

## 設 計 指 示 書

下記のとおり、設計業務の施行を指示する。

記

業務名称 (路線名)	丁目	給水施設 給水装置	工事設計業務
指示期限	年 月 日		
施工内訳	区 丁目 番 地先 (別紙位置図 参照) 給水管口径 mm 延長 m ・ 新設 ・ 撤去 ・ 布設替		
内 容	1. 道路種別 : 認定道路 ・ 未認定道路 (※記載内容に間わらず、必ず、調査にて確認のこと。)  2. 蘆装種別 : (※記載内容に間わらず、必ず、調査にて確認のこと。)  3. 工事設計図面  4. 数量計算書  5. 道路埋設調整図作成 : 要 ( 年 月発表予定 ) ・ 不要  6. 交通処理図作成 : 要 ・ 不要  7. 道路使用許可申請書作成 : 要 ・ 不要  8. その他		
摘要			

(様式－3－①)


年 月 日

部水道センター 維持担当課長  
(給水課長)

東部水道センター所長

( 担当 : )

## 給水装置工事施工依頼書

当局にて施行する給水装置工事の申込について、工事費概算額の納付を確認したため、下記のとおり、工事の施工を依頼する。

記

工事受付日	年 月 日
工事場所	区 [位置図参照]
工事申込者	氏名及び連絡先 指定給水装置工事事業者
工事費概算額 納入日	年 月 日
局が 施工す る工 事の 範 囲	<p>■ 工事の種類 (該当するものの番号を○で囲む) [工事内容は管理図及び工事図面を参照]</p> <p>1 配水管切断を伴う給水装置工事 (分岐する配水管が敷設されている路線の道路部分のみ施工)</p> <p>2 配水管からの分岐口径が200mm以上の給水装置工事 (分岐する配水管が敷設されている路線の道路部分のみ施工)</p> <p>■ 道路種別 (該当するものの番号を○で囲む)</p> <p>1 認定道路(舗装種別: ) 2 未認定道路(私道)</p> <p>3 行政財産(所管する部局名: ) [行政財産使用許可申請は給水装置工事グループにて取得し、施工担当課へ許可書の写しを提供する。]</p> <p>■ その他</p>
添付書類	位置図 ・ 管理図 ・ 工事図面 ・ ( )
摘要	

※本通知書は決裁完了後、施工担当課(水道センター(維持管理チーム))へ送付する。また、写し1部を設計担当課(給水課)へ送付する。

(様式－3－②)


年 月 日

部水道センター 維持担当課長

給水課長  
( 担当 : )

## 給水装置工事施工依頼書

当局申込の給水装置工事の申込について、工事費概算額の納付を確認したため、下記のとおり、工事の施工を依頼する。

記

工事受付日	年 月 日	
工事場所	区 〔位置図参照〕	
工事申込課	所属・担当者名	
	連絡先	
局が施行する工事の範囲	■ 工事の種類 〔依頼する工事の内容は管理図及び工事図面を参照〕	
	1 工事の内容 (関連工事)	
	2 給水装置工事の内容	
	3 補装復旧工事の有無など	
■ 道路種別 (該当するものの番号を○で囲む)	1 認定道路(舗装種別: ) 2 未認定道路(私道)	
	3 行政財産(所管する部局名: ) 〔行政財産使用許可申請は当局関係課にて取得し、施工担当課へ許可書の写しを提供する。〕	
	■ その他	
添付書類	位置図 ・ 管理図 ・ 工事図面 ・ ( )	
摘要		

※本通知書は決裁完了後、施工担当課(水道センター(維持管理チーム))へ送付する。

給水装置工事  
施工指示書


施工指示図

管理図番号 

--	--	--	--	--	--

-

--	--	--	--

管工事							
<b>大阪市水道局</b> 様 水道センター 維持担当課長 号)に基づき次のとおり指示します。							
○諸負工事申込書契約(申第 号)	指示番号	第	号	指示年月日	年	月	
工事名称						日	
工事場所							
申込者名称			水栓番号				
施工内容	施工指示図のとおり						
施工条件	1. 指示書に従い現場調査を行い、申込者と工事打ち合わせ後、速やかに施工すること。 2. 完成後、翌日までに完成図を提出すること。 3. 施工が本指示書と異なる場合は、監督員の再指示を受けること。 4. 配水管等の断水を伴うものは、事前に監督員と打ち合わせをすること。 5. 施工予定日を事前に監督員へ連絡すること。						
備考							
	施工時間帯	1. 昼	2. 夜				
		1. 道路占用許可証	2. 道路使用許可書	3. 管理図	4. その他	( )	

(様式-4)

(様式-5)

## 仮 請 書

年 月 日

大阪市水道局長

受注者

住 所

氏 名

㊞

下記工事を、 年度 給水装置改良工事 ( ) 【単価契約】の単価契約条項を  
守って施工することをお請けします。

記

件 名 給水施設工事

請書内訳 指示月日 年 月 日

① 指示番号 号

工事名称

指示工期 自 年 月 日

至 年 月 日

② 指示番号 号

工事名称

指示工期 自 年 月 日

至 年 月 日

③ 指示番号 号

工事名称

指示工期 自 年 月 日

至 年 月 日

④ 指示番号 号

工事名称

指示工期 自 年 月 日

至 年 月 日

(様式-6)

I

管理図番号

ANSWER

届了完了事装置水給

大阪市水道局長

四百

五

指示番号	第 号	完成年月日	年 月 日
実施工期	年 月 日 (至)	年 月 日	年 月 日
工事場所	区	丁目	番 号
使用者または 所有者	TEL		
	提出年月日	年 月 日	水栓番号

明細施工実施(夜)工事管(夜)工事鋪装(夜)工事(夜)

鋪裝完成圖面

完成図面

完成圖面	鋪裝完成圖面
------	--------

(様式一七)